

## 第2回運営委員会 報告

2025年10月28日

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

### ◆運営委員会の開催日

日 時 2025年10月26日（日曜日） 13時30分～  
場 所 コープあおもり本部（県民生協あかしや館2階会議室）

参加者 共同代表3名他 6名 Zoom 4名

むつ中間使用済へ2回目の核燃料搬入の動きがあるため現地へ2人

### 1、報告

（第1回運営委員会の報告をしておりませんでしたので総会後からの活動報告等です。）

- 4月26日 2024年度県民の会総会  
講演会「高レベル放射性廃棄物が搬入されて30年」  
地震大国日本に地層処分の適地は無い 岡村聰氏（北海道）
- 5月 3日 県民の会国とのヒアリング集会事前学習  
青森市民ホール 15時～
- 5月13日 県民の会 国とのヒアリング集会 15時  
東京衆議院第二議員会館  
共同代表3名、県民の会メンバー8名 県議4名 青森から14名参加  
東京周辺から43名
- 5月24日 県より公開質問状の回答
- 6月 8日 共同代表事務局会議 青森市民ホール
- 6月26日 青森県へ要請書、公開質問状提出
- 7月22日 共同代表事務局打ち合わせ 青森市
- 7月25日 5月13日国、事業者とのヒアリング集会の報告書完成・会員等へ一斉メール
- 7月27日 大間マグロック集会
- 8月 1日 国、質問主意書提出（高レベル放射性廃棄物関連・衆議院議員山崎誠氏）
- 8月 6日 リサイクル燃料貯蔵（株）に関する中長期搬入・搬出計画に対する  
県への要請及び公開質問状提出
- 8月15日 1日提出の質問主意書に対する回答届く
- 8月29日 「あおばな」へ申し込み 9月30日今回も落選
- 9月14日 県民の会 第1回運営委員会
- 10月 7日 ウラン搬入抗議集会・六ヶ所 30名弱参加（阻止実主催）
- 10月22日 山崎誠衆議員とむつ中間貯蔵施設「中長期計画」について  
打合せ（鹿内・澤井）

## 2、議題

- (1)(仮称)「青森県下北半島を核のゴミ捨て場にさせないために原子力政策の見直しを求める」  
青森県議会に対する請願書(案)及び 国へ要請書の提出について  
・請願書に至った経緯  
・請願・要請書趣旨等 別紙(1)

- ・上記について添付別紙(1)について鹿内さんから説明。
- ・第1回目の運営委員会では、国、県に対して請願書提出で検討していましたが、国は要請書、青森県に対しては請願書を別紙(1)内容で提出することを確認。参加者から誤字・文面について訂正等があり、訂正ズミを添付。
- ・どちらについても、提出賛同団体は県内だけに呼び掛ける。
- ・賛同者については、県民の会加入団体、その他団体に呼びかけをする。(11月末までに要請・依頼文を作成し、広く声掛けをする。  
国に対しては、要請書の方が担当大臣等に直接提出し、内容の説明・意見等も伝えることが出来るので、請願より要請書がいいのではと、山崎誠衆議院議員からのアドバイスがあり、国には要請書の提出となりました。
- ・日程等は別紙(1)で確認下さい。まだ、流動的です。

## (2)リサイクル燃料貯蔵(株)に関する中長期搬入・搬出計画に対する取り組みについて

### 使用済核燃料搬入抗議行動 (10月27・28日?)

- ・搬入の日程が公表されていませんでしたので、柏崎刈羽原発の動き等をみながら。27日に搬入されることが確認されたので、26日運営委員会当日、27日午前9時からの現地での抗議集会の開催を確認。参加の呼びかけをする。  
27日は関根浜に「むつ中間貯蔵・使用済み核燃料搬入反対現地実行委員会・核燃料搬入阻止実行委員会・県民の会」メンバー18名参加し、抗議集会を開催しました。  
27日と28日、2基中間貯蔵施設に搬入されました。

「むつ中間貯蔵施設中長期計画」に関する、国・事業者と院内ヒアリング

日時 2025年11月11日(火) 午前中

場所 国会 衆議院議員会館(予定)

参加 山崎誠衆議院議員他 青森県議・県民の会会員

国・東京電力・日本原電(株)・リサイクルRFS

中長期計画に関する質問事項を主に開催。

- ・10月22日山崎誠衆議院議員と請願等についての相談の時、今後質問主意書の提出も考えているので、中長期計画については、国・事業者とのヒアリングの開催を提案されました。  
急ですが、上記の日程で開催することになる。
- ・質問事項を説明、内容を確認。
- ・今回は山崎誠議員と立憲民主党の議員と青森県議員・県民の会会員メンバーでのヒアリングを予

- 定（来年5月には核燃サイクル全般でヒアリング集会を予定）
- ・急ですが、上京（参加）できる方は事務局（伊藤）まで連絡下さい。
  - なお、大変申し訳ありませんが旅費は各団体、個人負担となります。

10月7日付 「むつ中間貯蔵施設中長期計画」に対する知事回答へ対応

- ・青森県知事へ抗議・要請行動（11月14日）
- ・回答に対する見解として「むつ中間貯蔵施設計画中止理由（案）」をマスコミに公表

別紙 むつ中間貯蔵施設計画中止理由（案）

10月27, 28日の使用済核燃料2基が搬入されたことも含め、県と日時の相談したところ

11月14日（金）午前11時～ 県議会面会室1 で抗議・要請書提出することになりました。多忙と思いますが出席をよろしくお願ひいたします。

抗議・要請文は（添付）別紙のとおりです。

### （3）今後のスケジュール

- |               |                               |
|---------------|-------------------------------|
| ・10月21日～12月下旬 | 臨時国会開催                        |
| ・10月26日       | 運営委員会                         |
| ・10月27日（月）    | むつ中間貯蔵施設使用済核燃料搬入阻止行動          |
| ・11月11日       | 国へ質問書提出（11日ヒアリング等を受けて）- 12月回答 |
| ・11月14日       | 中間貯蔵施設搬入に対する知事へ抗議、要請行動        |
| ・11月15日（土）    | 秋の共同行動 青森市                    |
| ・11月16日（日）    | 秋の共同行動 むつ市                    |
| ・11月20日～12月8日 | 青森県定例県議会                      |
| ・12月中旬        | 共同代表・事務局会議                    |

### 2026年

- |            |   |
|------------|---|
| ・1月24日     | 運営委員会、会員ミーティング 13時30分青森市民ホール<br>(請願書・要請書・と国の回答等をテーマに) |
| ・2月        | 青森県定例県議会  |
| ・3月        | 3・11あおもり集会  |
| ・4月        | 4・9反核燃の日集会 県民の会総会                                     |
| ・5月        | 国・事業者との国会ヒアリング  |
| ・6月        | 六ヶ所村村長選挙  |
|            | むつ中間貯蔵施設へ使用済核燃料搬入阻止活動（春と秋）                            |
| ・6月        | 青森県定例県議会  |
| ・9月        | 青森県定例県議会へ請願書提出  |
| ・11月28か29日 | 再処理本格操業阻止県民集会   |

( 4 ) その他

・「六ヶ所に新しい風」共同代表遠藤順子さん（県民の会運営委員）から、来春の六ヶ所村長選挙に対する、新しい風として、六ヶ所村長選挙を闘うことを確認しており、ぜひ皆さんからも候補の選出等へのご協力と理解をお願いしたとの要請がありました。

県民の会は選挙については運動方針からも直接闘わない組織ですので、個々でのかかわりとなる。

・次回運営委員会の日程

2026年1月24日(土)午後1時30分 ~ 青森市民ホール 1会議室

## 別紙 1

### 青森県下北半島に核のゴミを増やさない

### 原子力政策の実現を求める請願書（案）及び要請書（案）

#### 【青森県に請願書提出】

青森県知事

青森県議会議長 2026年9月定例県議会（？）

#### 【国に要請書提出】

内閣総理大臣

衆議院議長 2026年2月通常国会（？）

参議院議長

提出団体 核のゴミから未来を守る青森県民の会

提出賛同団体・個人 （今後募集）

紹介議員 県会議員予定

#### 請願に至った経緯

昭和59年（1984年）7月に電気事業連合会が、青森県と六ヶ所村に「核燃料サイクル3施設」を立地要請し、県と村は、翌年「昭和60年（1985年）4月に立地受諾を表明しました。

しかし、その後の歩みは、後述（別記1）にあるように、放射性廃棄物（核のゴミ）に関する施設が増え、立地要請時に、多くの県民が指摘した「青森県下北半島が核のゴミ捨て場」にされるではとの不安が高まりつつある。

それは、六ヶ所村での高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）の搬出期限が守られない不安。

六ヶ所再処理工場本格操業によって増えるガラス固化体の不安。

むつ中間貯蔵施設に搬入される使用済核燃料が再処理されず、核のゴミとしてむつ市あるいは六ヶ所村で長期貯蔵される不安。

原発廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物等が六ヶ所村で最終処分される不安である。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」は、これらの不安が解消されるよう国、県に要請して参りましたが、解消に至っていない。

県は、国及び事業者の対応に委任しているようですが、これまで国が計画した重要政策で実現していない政策が多くあり、事業者の対応も国民、関係住民の信頼を損ねる事案が多くあるなど、国及び事業者の説明と計画は信頼にほど遠い実態である。（別記2）

更に、第7次エネルギー基本計画においては、むつ中間貯蔵施設からの搬出先はこれまで第二再処理としていたのが、六ヶ所再処理工場に決定し、使用済MOX燃料の再処理工場も新設ではなく、六ヶ所再処理工場を想定するとし、原子力政策でこれまで先送りしてきた問題の解決策として下北半島のウエートが増え、その分不安も大きくなっている。

これらの不安を解消するためには青森県下北半島に核のゴミを増やさない原子力政策の実現が必要であり、請願するに至ってものである。

### 請願趣旨

(1) 高レベル放射性廃棄物の搬出時期の約束を守らせる。

平成7年(1995年)4月26日に、青森県六ヶ所村の海外返還高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)一時貯蔵施設に30年間から50年間貯蔵した後に最終処分場に搬出するとの約束で搬入したにもかかわらず、搬出期限である2045年4月25日までに処分場開始の目途は全くない。県民には貯蔵期間が延長され、長期貯蔵され青森県そして六ヶ所村が実質最終処分地化されるのではとの不安が高まり、搬出期限の約束が確実に守られるために、貯蔵期間及び搬出時期を福島原発事故除染土の搬出のように法制化し、また、最終処分地以外にも搬出するよう取り組む必要がある。

(2) 六ヶ所再処理工場の本格操業計画の中止。

六ヶ所再処理工場の2026年度末の竣工と本格操業を目指して安全審査が行われている。本格操業が始まればガラス固化体が年間、最大で1,000本製造されることになっているが、保管期間及び搬出先も未定なことから、県民には最終処分場の目途が立たなければ、六ヶ所由来のガラス固化体が多くなり、六ヶ所村が実質最終処分地化されるのではとの不安が高まっている。

また、プルトニウム利用も進まないことから、使用済核燃料は再処理されず六ヶ所村で長期貯蔵され、核のゴミとされる不安及び施設の安全性に疑念を持つことから、再処理工場の竣工と本格操業の中止が必要である。

(3) 搬出の約束を守れない、むつ市の中間貯蔵施設の操業計画の中止。

去る7月7日に東京電力等は、国の指導及び青森県、むつ市からの要請のあった中間貯蔵施設に関する中長期計画を知事、むつ市長に報告した。

しかし、計画では2090年代初頭までに六ヶ所再処理工場に搬出するとの内容であるが、原発の老朽化により、2090年代以降も稼働している原発計画はない。

プルトニウム利用も進まず、また、今後80年以上六ヶ所再処理工場が安全かつ安定的に操業できる保証がなく、中長期計画で中間貯蔵施設からの搬出の約束は守る根拠にならない。

使用済核燃料が、むつ中間貯蔵施設から搬出されずに同施設に長期間貯蔵されるか、搬出されても、六ヶ所再処理工場で再処理されず、同工場に長期間貯蔵され、むつ市又は六ヶ所村が、実質核のゴミの処分地化されるのではとの不安、懸念が高く、むつ中間貯蔵施設設計画中止が必要である。

むつ中間貯蔵施設問題は、高レベル、再処理、プルトニウム、核のゴミなど多くの課題に関連することから別紙に県民の会の見解を整理した。

(4) 青森県に原発廃止措置等放射性廃棄物を搬入させない。

昭和59年(1984年)7月に電気事業連合会が青森県及び六ヶ所村に核燃料サイクル施設立地要請した際の資料に、将来原子力発電所の廃止措置で発生する低レベル放射性廃棄物等も六ヶ所村の低レベル埋設センターに含むとある。

(別記3)

原発廃止措置が行われているにも関わらず、国と電気事業連合会等の処分地選定、確保の取り組みは見られず、一方で日本原燃が六ヶ所村で低レベル次期埋設に関する調査を平成13年(2001年)から平成18年(2006年)まで行ったことも県民の不安を高める要因になっている。

資料にあるように「その他原子力施設」の記述は極めて曖昧で、もんじゅや東海再処理工場や原船むつ及び大学等の研究施設も含まれることになれば、青森県が全ての核ゴミ最終処分地にされる可能性は否定できない。

また、今年2月に策定された第7次エネルギー基本計画に、使用済MOX燃料の再処理を将来六ヶ所再処理工場を想定すると記載されたことは、大間原発をはじめ全国のプルサーマル原発で発生する使用済MOX燃料も六ヶ所再処理工場に貯蔵され、再処理されなければこれも高レベル放射性廃棄物として処分されることになる。

将来、核ゴミになる可能性のあるものが、青森県下北半島に名前と形を変えて搬入されようとしていることから、原発廃止措置等放射性廃棄物等青森県に核のゴミを増やさない原子力政策の実現が必要である。

当初、国と青森県に請願書を提出予定でしたので、文書は請願に至った・趣旨となっていますが、再度それぞれ作り直します。 内容については同じようになります。

## 別紙

### むつ中間貯蔵施設計画の中止を求める主な理由

県民の会が、令和7年（2025年）8月6日付で、リサイクル燃料貯蔵（株）（以下、むつ中間貯蔵施設と言う）が、公表した「使用済核燃料搬入・搬出計画（以下、中長期計画と言う）」に関して、青森県知事あてに公開質問状を提出し、それに対する回答を去る10月7日付でいただいた。

中長期計画及び知事回答を踏まえ、むつ中間貯蔵施設計画の中止を下記の理由により求める。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

#### 記

（1）原発老朽化により、むつ中間貯蔵施設から搬出・再処理されず核のゴミとなる可能性が高い。原発運転可能年数は最長で現在60年であることから、2090年代以降、稼働している原発計画は下記（参考）のように無い。むつ中間貯蔵施設から、使用済核燃料が六ヶ所再処理工場に搬出しても、プルトニウムを利用する原発が稼働していないため、再処理できず、使用済核燃料が、六ヶ所村再処理工場かむつ中間貯蔵施設に長期貯蔵され、むつ市か六ヶ所村が実質核のゴミ最終処分地化される不安が募る。

#### （参考）

【東京電力及び日本原電の原発運転年数】（2025年1月31日時点 資源エネルギー庁資料）

東電柏崎刈羽1号	39年	2号	34年	3号	31年	4号	30年
5号	34年	6号	28年	7号	27年		

東電東通（計画中）

原電東海第二	46年
敦賀2号	37年

【全原発の運転年数】36基

50年以上	1基	40年～49年	5基	30年～39年	18基
20年～29年	6基	15年～19年	3基		
計画中	3基	（大間・東電東通・中国島根）			

（2）2090年代以降の原発運転計画とプルトニウム利用計画が示されず、中長期計画が実現できる保証がなく、中間貯蔵施設から搬出の根拠にならない。

東京電力等が、中長期計画を確実に実現できるとするなら、原発の老朽化の影響を反映した原発計画とプルトニウム利用計画を示すべきで、プルトニウムを利用する原発がなければ再処理できず、それらの計画が中長期計画に無いことから、中長期計画が中間貯蔵施設から搬出さ

れる根拠にならない。

(3) 東京電力(株)と日本原燃(株)は現在所有しているプルトニウムさえ利用が進まず再処理の必要ない。

東電と日本原燃が所有しているプルトニウムは13.5トンと5.0トンであるが(国全体で約40トン)現在所有しているプルトニウムの利用計画を東電は策定できず、日本原電は計画があっても原発が再稼働できず、プルトニウムの利用は両社とも福島原発事故以前から進んでいない。

今所有しているプルトニウムを利用せず新たに再処理する必要なく、今後原発の老朽化により稼働する原発が少なくなり、使用済核燃料が再処理されない可能性を否定できない。

(4) 中間貯蔵施設の貯蔵容量4,000トン~4,500トンと2棟を必要とする根拠ない。

中長期計画では、東京電力(株)と日本原電(株)の原発から2024年度から2050年代前半までに(2040年代初頭までに1棟目の3,000トンを、同時期から2棟目の1,500トンを搬入開始、搬入完了としているが、原発名や使用済核燃料の発生量、搬出時期等を示さず、2棟目の建設時期も示さないので、むつ中間貯蔵施設が2棟目も必要との根拠がない。

(5) 六ヶ所再処理工場への使用済核燃料の搬出の根拠がない。

むつ中間貯蔵施設の1棟目から、六ヶ所再処理工場に、2064年頃から2074年11月までに毎年300トンを搬出し、2棟目からは2080年代中頃から2090年代初頭までに毎年300トン搬出するとの中長期計画である。

しかし、その使用済核燃料をいつ再処理し、取り出したプルトニウムをいつ、どれだけの量を、どこの原発で利用するのかの計画を示さなければ搬出され、再処理される根拠にはならない。

前に指摘したように原発が老朽化し、プルトニウムを利用する原発がなければ、この計画は「絵に描いた餅」で使用済核燃料は再処理されず、核のゴミとなる可能性は否定できない。

(6) プルトニウムの利用計画と六ヶ所再処理工場の再処理計画を示すべき。

むつ中間貯蔵施設のから六ヶ所再処理工場に搬出する計画だけでなく、六ヶ所再処理工場は、東京電力(株)と日本原電(株)だけでなく全国の原発の使用済核燃料を再処理する工場である。

従って2090年代初頭以降も含めて、全国の原発のプルトニウム利用計画と再処理計画の全体計画を示し、むつ中間貯蔵施設からの使用済核燃料が確実に再処理される根拠を示すべきである。

原発の老朽化は全国の原発も同様で、老朽化の影響を反映したプルトニウムを利用計画と再処理計画でなければあらん。

(7) 2090年代以降の再処理工場操業の保障なく、第二再処理工場建設の約束も果たさない。

六ヶ所再処理工場は建設着工して32年経っても本格操業できない安全面で課題の多い工場で、同工場が80年先も安全に操業できる保証はない。

また、平成17年（2005年）の中間貯蔵施設立地要請時には、国と東京電力（株）は、六ヶ所再処理工場と別に「第二再処理工場」で再処理するからと説明したにも関わらず、第二再処理工場の計画はない。

また、これまで六ヶ所再処理工場の運転計画は40年と説明しながら、今度は法律で決められた期間がないから、長期間六ヶ所再処理工場を操業するとの国の説明は全く信用できない。

（8）再処理しても核のゴミ最終処分場がなければ、再処理で発生した核のゴミが増える。

再処理で発生する核のゴミの最終処分場が青森県外で操業されなければ、核のゴミが六ヶ所村に増え、貯蔵期間も長くなり、実質最終処分地化される可能性は否定できない。

（9）国と県が検証せず、黙認は無責任

中長期計画は、県とむつ市の要請及び国の指導により、東電等が策定したものであるが、その内容について、県及び国がチェック、検証し、その内容を県民、むつ市民に公表、説明すべきであるにもかかわらず検証さえしないのでは、本計画を黙認しているのと同様で無責任である。

（10）知事の「数字的な説明で一定の不安解消につながる」は、県民本位でない。

知事は「数字的な説明があったことは、県民の一定の不安解消につながるものと受け止めている。」と回答したが、計画のどの数字が「不安解消」と言えるのか説明すべきだ。

知事の回答は、県民の立場でなく、事業者の計画を「黙認」する事業者寄りの姿勢で容認できない。

（11）「検討中だから」の理由で根拠を示さないのに知事に報告した目的は、今年度の搬入のためか。県民の不安と疑念は増えた。

プルトニウムを利用計画や原発老朽化の影響の具体的数字とその根拠を求めたのに回答は「複数検討している一つなので、確定的に申し上げられない」「具体的想定がまだ完了していない」「様々な変動要因、不確実性がある中で検討」「最終的な計画の報告は、更なる検討の上で」等で最終報告の日時は未定としている

そういう中途半端な計画を何故、いま報告したのだろうか。県民には、今年度の中間貯蔵施設への搬入のためのアリバイ作りかとの不安と疑念が増える。

（12）政策の根拠を「国の基本的方針」「国の重要な政策」等と国に丸投げでは、県民の安全安心は守れない。

2090年代までのプルトニウムの利用計画等の質問に対しては、「国の基本的方針のもとでプルトニウムを自社の責任で利用する考え」と回答し、今後発生する使用済核燃料の再処理の時期については、「原子力開発当初から再処理路線を選択し、国の重要な政策」と回答し、国がやるから、国が言っているから大丈夫との全く根拠のない、国に丸投げの対応では、県民の安全

安心と未来を守れない。

(13) 実現しない国の原子力長期計画の歴史を踏まえれば、根拠を示さない中長期計画を信頼できない。

高レベル放射性廃棄物の最終処分場開始時期や高速増殖炉もんじゅの失敗やプルサーマル計画、原船むつの失敗等、国の中重要な多くの原子力政策が実現していない歴史を考えれば、根拠を示さない中長期計画は信頼できない。

(14) 福島原発等の計画的な廃炉や福島原発事故炉からむつ中間貯蔵施設への搬入は、中間貯蔵施設の目的に反する。

施設立地要請時の国及び東京電力の資料には「再処理のため、六ヶ所再処理工場の処理能力を超えた分、中間貯蔵する」とある。

従って、福島原発等の計画的な廃炉等のために中間貯蔵施設への搬入は当初説明に反するとの質問に「使用済核燃料の発生状況は、立地をお願いした時から変化して、その状況変化を踏まえつつ、50年の期限の範囲内で貯蔵し、再処理工場で再処理するので、施設の本質的な意義は変わっていない」との回答である。

これは、国と東電に都合の良い理屈だ。再処理する目的は、原発に使うプルトニウムを取り出すことで、原発が廃炉になれば再処理の必要ない。だから全体のプルトニウム利用計画や再処理計画を求めているのに、それには、「確定したものでない」との知事回答は、県民本位でなく、国、事業者本位の姿勢と対応で容認できない。

(15) 次世代に不安や問題を先送りし、増やしてはならない。

これまで指摘してきた、老朽化原発の運転計画や東電等2社を含む全原発のプルトニウム利用計画、現在貯蔵されている使用済核燃料と今後発生する使用済核燃料の再処理計画等の2090年代以降の計画を東電等は示すべきで、国と県はそれを検証し、国民、県民に説明する責任がある。

中長期計画は、むつ市、六ヶ所村に限らず東通村と大間町を初め、全国の原発立地地域にも関わる問題である。

これを曖昧にすることは次世代に多くの不安と問題を先送りし、増やすことになり、行ってはならない。

以上